

# 京都府公報

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入数ノ内町  
発行所 京 都 府  
政 策 法 務 課  
電 話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入  
印刷所 中 西 印 刷 株 式 会 社  
電 話 (075) 441-3155

## 目 次

告 示	ページ	公 告	
○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者等の指定 (高齢者支援課)	435	○道路の供用開始 (山城北土木事務所)	437
○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者等の廃止 ( )	436	○京都府府営住宅条例に基づく駐車場の使用料の額を定めた告示の一部改正 (住宅課)	〃
○公衆浴場入浴料金の統制額 (生活衛生課)	〃	○一般競争入札の実施 (入札課)	〃
○公共測量の実施 (用地課)	〃	○都市計画法に基づく工事完了 (乙訓土木事務所、中丹東土木事務所)	440
○道路の区域変更 (山城北土木事務所)	〃		

## 告 示

### 京都府告示第208号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項及び第53条第1項に規定する指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定した。

令和元年9月20日

京都府知事 西 脇 隆 俊

申請者の名称	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指 定 年月日
医療法人徳洲会	訪問看護	医療法人徳洲会京田辺訪問看護ステーション	京田辺市大住ケ丘二丁目8の12	令 元. 6. 1
〃	介護予防訪問看護	〃	〃	〃
和禅合同会社	訪問看護	和禅訪問看護ステーション	宇治市菟道出口2の12	元. 7. 1
〃	介護予防訪問看護	〃	〃	〃
株式会社たくみ	訪問看護	ナーシングステーションスイート	城陽市寺田袋尻27の25	〃
〃	介護予防訪問看護	〃	〃	〃
株式会社アットホーム	訪問看護	アットホーム訪問看護ステーション長岡京	長岡京市神足三丁目4の25 ルナベール2D号	〃
〃	介護予防訪問看護	〃	〃	〃
フェロシップ株式会社	訪問介護	ホームヘルプステーションという	亀岡市安町釜ヶ前50の1	元. 7. 25

京都府告示第209号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項及び第115条の5第2項の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者から廃止の届出があった。

令和元年 9月20日

京都府知事 西 脇 隆 俊

申請者の名称	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
株式会社MRC	通所介護	デイサービスやどり木	宇治市五ヶ庄平野52の5	令 元. 6.30
株式会社訪問看護ステーション柿の木	訪問看護	訪問看護ステーション柿の木	木津川市梅美台六丁目8の7	元. 8.31
〃	介護予防訪問看護	〃	〃	〃
株式会社アクティブ	訪問介護	ワンズホームケアサービス	木津川市南加茂台五丁目11の6	〃

京都府告示第210号

国民生活安定緊急措置法（昭和48年法律第121号）附則第4条の規定によりなお従前の例によることとされる同法附則第3条の規定による改正前の物価統制令（昭和21年勅令第118号）第4条の規定により、公衆浴場入浴料金の統制額を次のとおり指定し、令和元年10月1日から施行する。

なお、平成26年京都府告示第403号（公衆浴場入浴料金の統制額）は、令和元年9月30日限り廃止する。

令和元年 9月20日

京都府知事 西 脇 隆 俊

区 分	大 人 (12歳以上)	中 人 (6歳以上 12歳未満)	小 人 (6歳未満)
入浴料金	450円	150円	60円

京都府告示第211号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、次のとおり公共測

量を実施する旨測量計画機関の長である独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構大阪支社長から通知があった。

令和元年 9月20日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 測量の地域  
京都市、宇治市、城陽市、向日市、長岡京市及び京田辺市
- 2 測量の期間  
令和元年8月26日から令和2年3月25日まで
- 3 測量の種類  
公共測量（空中写真測量）

京都府告示第212号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、次の縦覧場所において、令和元年9月20日から令和元年10月4日まで縦覧に供する。

令和元年9月20日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 道路の種類 府道
- 2 路線名 城陽宇治線
- 3 道路の区域

区 間	変更前後別	敷地の幅員	延長
城陽市寺田垣内後50の3から 城陽市寺田垣内後20の8まで	前	最小 10.3 <sup>m</sup> 最大 10.5	28.6 <sup>m</sup>
	後	最小 11.6 最大 11.9	

- 4 縦覧場所 京都府山城北土木事務所及び京都府建設交通部道路管理課



京都府告示第213号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。

なお、その関係図面は、次の縦覧場所において、令和元年9月20日から令和元年10月4日まで縦覧に供する。

令和元年9月20日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 道路の種類 府道
- 2 路線名 城陽宇治線
- 3 供用開始の区間及び期日

区 間	期 日
城陽市寺田垣内後50の3から 城陽市寺田垣内後20の8まで	令和元年9月20日

- 4 縦覧場所 京都府山城北土木事務所及び京都府建設交通部道路管理課



京都府告示第214号

京都府府営住宅条例に基づく駐車場の使用料の額を定めた告示（平成26年京都府告示第320号）の一部を次のように改正し、令和元年11月1日から施行する。

令和元年9月20日

京都府知事 西 脇 隆 俊

表小谷が丘団地の項の次に次のように加える。

中村団地	3,570円
------	--------

公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

なお、この入札に係る調達契約は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約である。

また、この案件は、京都府物品・役務等電子調達システム（以下「電子調達システム」という。）による電子入札対象案件である。

令和元年9月20日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 入札に付する事項
  - (1) 購入物品の名称及び数量  
サンプル整経機 一式
  - (2) 購入物品の特質等  
入札説明書及び仕様書のとおり
  - (3) 納入期限  
令和2年3月6日（金）
  - (4) 納入場所  
京丹後市峰山町荒山225番地  
京都府織物・機械金属振興センター織物実験室
- 2 契約条項を示す場所等
  - (1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等  
〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町  
京都府総務部入札課  
電話番号（075）414-5429  
ファクシミリ番号（075）414-5450
  - (2) 入札説明書及び仕様書の交付期間等
    - ア 交付期間  
令和元年9月20日（金）から令和元年10月15日（火）まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までの間を除く。）とする。
    - イ 入手方法  
(ア) 原則として、アの期間に、電子調達システム

の案件情報からダウンロードすること。

- (イ) やむを得ず窓口交付を希望する場合は、アの期間（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までの間を除く。）に、(1)の場所に問い合わせの上、入手すること。

### 3 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加を希望する者は、次に掲げる条件を全て満たさなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。  
 (2) 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令が適用される平成31年度における物品の製造の請負及び物品の買入れ等に係る競争入札に参加する者に必要な資格等を定める告示（平成31年京都府告示第16号）に定める競争入札参加者の資格を得ている者で、次のいずれかの業務種目に登録されているものであること。

ア 大分類「機械器具類」—小分類「工作機械」

イ 大分類「薬品・理化学機器類」—小分類「計測・理化学機器」

- (3) 4の(1)で定める一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）の提出期間の最終日から開札日までの期間において、京都府の指名停止とされていない者であること。

- (4) 過去2年間に1の(1)で示した購入物品と同種及び同規模の納入実績があり、かつ、納入期限までに確実に納入することができ、納入先の求めに応じて速やかに提供することができると認められる者であること。

### 4 入札参加資格の確認手続

入札に参加を希望する者は、確認申請書及び一般競争入札参加資格確認資料（以下「申請書等」という。）を次のとおり提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

#### (1) 提出期間

2の(2)のアに同じ。

#### (2) 提出方法

ア 電子調達システムにより入札に参加する者（以下「電子入札者」という。）は、(1)の期間内に電子調達システムにより申請書等を提出すること。

なお、確認申請書については、電子調達システムにおいて参加する意思の表明（当該案件の「案件に参加する」をクリック）をもって提出したものとす。

イ 電子調達システムによりがたい場合で、京都府物品・役務電子調達運用基準第19条の規定により書面による入札等の承諾を得た者（以下「紙入札者」という。）は、(1)の期間内に、2の(1)の場所に申請書等を持参又は郵送（(1)の期間内に必着させるとともに、郵便書留等の配達記録が残る方法

を利用するものに限る。）により提出すること。

#### (3) 確認通知

入札参加資格の確認については、別途通知する。

#### (4) その他

ア 申請書等の作成等に要する経費は、提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。

イ 3の(2)の資格を有しない者で入札に参加を希望するものは、次のとおり資格審査を受けることができる。

(ア) 資格審査申請書の提出場所及び問合せ先  
2の(1)に同じ。

(イ) 原則として、京都府ホームページ（<http://www.pref.kyoto.jp/zaisan/1268359158050.html>）からダウンロードすること。

#### (ウ) 提出期限

令和元年9月30日（月）午後5時

なお、その後も随時に受け付けるが、この場合には、この公告に係る入札に間に合わないことがある。

### 5 入札手続等

#### (1) 入札期間及び開札の日時等

ア 電子調達システム又は持参による場合の入札期間

令和元年10月30日（水）午前8時30分から午後5時15分まで及び令和元年10月31日（木）午前8時30分から午前10時まで

イ 郵送による場合の入札書の提出期限

令和元年10月30日（水）午後5時

ウ 持参又は郵送による場合の提出先等

#### (ア) 提出先

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

京都府総務部入札課長

#### (イ) その他

入札書の提出方法は、入札説明書において指定する。

#### エ 開札日時

令和元年10月31日（木）午前10時15分

#### (2) 入札の方法

ア 電子入札者は、(1)のアの期間内に電子調達システムにより入札書を提出すること。

イ 紙入札者は、(1)のアの期間内に(1)のウの(ア)の提出先に入札書を持参し、又は(1)のイの期限までに入札書を郵送（郵便書留等の配達記録が残る方法を用いるものとする。）により提出すること。

ウ 再度入札については、入札説明書において指定する。

#### (3) 入札書に記載する金額

入札書に記載する金額は、1の(1)に示す「サンプル整経機 一式」の金額とし、入札書に記載する金額には、搬入費・環境設定費用等、納入場所渡しに要する一切の諸経費を含めること。

また、落札決定に当たっては、入札書に記載され

た金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 3に掲げる入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

イ 申請書等を提出しなかった者のした入札

ウ 申請書等に虚偽の記載をした者のした入札

エ 入札説明書に示した入札に関する条件に違反した者のした入札

オ 同じ入札に2以上の入札（他人の代理人としての入札及び他人のID又はパスワードを使用している入札を含む。）をした者のした入札

カ 電子調達システムの使用に当たり、他人のID又はパスワードを不正に取得し、名義人になりすまして入札に参加した者のした入札

キ その他不正の目的を持って電子調達システムを使用した者のした入札

ク 入札に関し、不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者又はその疑いのある者のした入札

ケ 入札参加確認後、指名停止措置を受けて開札時点において指名停止期間中である者等、開札時点において入札に参加する資格のない者のした入札

コ 1の(2)に掲げる購入物品の特質等の条件を満たさない製品により入札をした者のした入札

サ 金額を訂正した入札書又は金額を特定することができない入札書で入札をした者のした入札

シ 氏名、印鑑又は重要な文字が誤脱又は不明瞭のため、入札参加者又は対象案件を特定することができない入札書（封筒を含む。）で入札をした者のした入札

(5) 落札者の決定方法

京都府会計規則（昭和52年京都府規則第6号。以下「規則」という。）第145条の予定価格の制限の範囲内の最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札となるべき価格の入札をした者が2人以上あるときは、電子調達システムによる電子くじにより落札者を決定するものとする。

落札者が落札決定後、契約を締結するまでに指名停止措置に該当する行為を行ったときは、当該落札決定を取り消すことがある。

(6) 契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(7) 契約書作成の要否

要する。

6 入札保証金

免除する。

7 違約金

落札者が契約を締結しないときは、落札金額の100分の5相当額の違約金を徴収する。

8 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を、契約締結と同時に納入しなければならない。

ただし、銀行その他契約担当者が確実に認める金融機関（以下「銀行等」という。）が振り出し、若しくは支払保証をした小切手又は銀行等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、規則第159条第2項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

9 その他

(1) 前各項に定めるもののほか、規則の定めるところによる。

(2) 詳細は、入札説明書による。

(3) 電子調達システムの使用の注意事項については、電子調達システムの操作手引による。

(4) システム障害、天災が原因の停電等により電子調達システムによる入札等の処理ができない場合は、入札等の延期、書面による入札への移行等の措置を講じるものとし、この場合、電話、ファクシミリ等により必要な事項を連絡するものとする。

(5) この公告に係る調達に関し、政府調達に関する苦情の処理手続要綱（平成8年京都府告示第485号）に基づく苦情申立てがあったときは、契約を締結しないこと又は契約の執行を停止し、若しくは契約を解除することがある。

10 Summary

(1) The nature and quantity of the product to be purchased  
Thread warping machine sample One set

(2) Bidding method  
Electronic bidding system

(3) Period for submission of application forms and attached documents for qualification confirmation  
From 8:30 AM on Friday, September 20, 2019 to 5:15 PM on Tuesday, October 15, 2019

(4) The time, date and place for submission of tender  
From 8:30 AM to 5:15 PM on Wednesday, October 30, 2019 and from 8:30 AM to 10:00 AM on Thursday, October 31, 2019

Tender Division, Department of General Affairs,  
Kyoto Prefectural Government

Yabunouchi-cho, Shinmachi-nishiiru, Shimodachiuridori, Kamigyō-ku, Kyoto, Japan

(5) Deadline for tender by direct delivery or mail  
5:00 PM on Wednesday October 30, 2019

(6) The time, date and place for the opening of tender  
10:15 AM on Thursday October 31, 2019

Tender Division, Department of General Affairs,  
Kyoto Prefectural Government

Yabunouchi-cho, Shinmachi-nishiiru, Shimodachiuridori, Kamigyō-ku, Kyoto, Japan

(7) Contact point for the notice



Commodity Section, Tender Division, Department  
of General Affairs, Kyoto Prefectural Government  
Yabunouchi-cho, Shinmachi-nishiiru, Shimodachiuri-  
dori, Kamigyo-ku, Kyoto 602-8570 Japan  
TEL: (075) 414-5429 FAX: (075) 414-5450



都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項に  
関する工事が次のとおり完了した。

令和元年 9 月 20 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1(1) 工事が完了した開発区域に含まれる地域  
乙訓郡大山崎町字円明寺小字横林16の1の一部、  
18の一部  
(関連区域)  
乙訓郡大山崎町字円明寺小字横林16の3の一部、  
小字山田1の1の一部、小字山田より若宮前迄1の  
一部
- (2) 開発許可を受けた者の住所及び名称  
長岡京市開田1丁目18の27  
株式会社ブレアデス
- 2(1) 工事が完了した開発区域に含まれる地域  
舞鶴市字喜多小字焼山1の47、小字新宮1048の  
37、1048の1の一部  
(関連区域)  
舞鶴市字喜多小字新宮1048の1の一部
- (2) 開発許可を受けた者の住所及び名称  
舞鶴市字喜多小字新宮1048の15  
有限会社ニシムラ